

2025 年 5 月 15 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表取締役社長 亀澤 宏規^{かめざわ ひろのり}、以下 当社）は、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 20 期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該議案に反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 株主提案の内容

別紙をご参照下さい。

2. 当社取締役会意見

(1) 議案 1. 定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）

本議案に反対いたします。

当社の監査委員会は、本邦会社法や監査委員会方針（Charter）に基づき、会社の業務執行の監視・監督を行っています。具体的には、取締役、執行役及び使用人等からリスク管理・内部統制やコンプライアンス等を含む その職務の執行状況について報告を受けるとともに、内部監査部門による内部監査を活用して、会社の業務及び財産の状況を調査するほか、会計監査人からもその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受ける等により、監査を行っています。

これら監査活動に関する開示については、会社法の規定に基づき、「監査報告書」に記載していることに加え、「監査委員会監査報告に係る補足説明」において、具体的な活動状況や監査委員会における主な質疑の内容等も開示しております。今後もステークホルダーの皆さまに監査委員会の取り組みをよりご理解いただけますよう、引き続き充実した情報開示に努めてまいります。

一方で、会社の定款は、商号、目的、機関、発行可能株式総数等、会社法に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものであり、会社法にて詳細に記載事項が定められている監査報告書への情報開示に関する事項を定款に規定することは、定款の趣旨に照らすと適切ではないと考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

【ご参考】監査委員会方針（Charter）については、以下の当社 HP もご覧ください。

<https://www.mufig.jp/profile/governance/committees/>

(2) 議案 2. 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）

本議案に反対いたします。

お客さまの気候変動リスクについては、信用リスク等への波及を通じて MUFG の財務リスクに繋が

り得るリスクドライバーであるとの認識のもと、リスク管理の一環としてお客さまの移行状況の評価を行い、その方法と基準を MUFG Climate Report 2025 で開示しています。ただし、資金提供の判断や当社財務リスクの評価は、お客さまの「信頼性ある移行計画」の有無だけで決まるものではないと考えています。

1. 高排出セクターにおけるお客さまの気候変動移行計画とパリ協定 1.5 度目標との整合性については、トランジション評価フレームワークにおいて、高排出セクターのお客さまの移行状況を、1.5°C 整合の中間目標や移行計画、気候関連のガバナンス体制、排出削減実績などにより確認しています。これに、エンゲージメント活動を通じて得た情報も反映し、お客さまの移行状況を 6 分類で評価しており、これらの評価基準その他の評価方法を開示しています。

2. お客さまがパリ協定に沿った「信頼性のある移行計画」を作成しなかった場合の対応措置(新規資金提供の制限を含む)については、具体的なプランや方向性を確認できないお客さまへのエンゲージメントを重視したエスカレーション・プロセスを導入しています。ただし、「信頼性ある移行計画」の有無だけを理由に、資金提供を制限することはしていません。資金提供の判断において、専門的なトランジション性評価を要する取引が発生した場合には、複数の専門部署によるスクリーニングを実施し、個社の計画の内容に加え、国家レベルの脱炭素計画との整合性、導入設備の排出量計測・削減への取り組み状況、技術蓋然性・社会実装性等を確認しており、その枠組みを開示しています。

3. お客さまがパリ協定に沿った「信頼性ある移行計画」を持たないことに伴う当社の財務リスクに係る評価については、財務リスクは「信頼性ある移行計画」の有無だけで決まるものではないため、「信頼性ある移行計画」を持たないことに伴う財務リスクを切り出した評価及び開示は実施していません。ただし、気候変動リスクは信用リスク等への波及を通じて財務リスクに繋がり得るリスクドライバーであると認識しており、トランジション評価フレームワークを通じて高排出セクター顧客の移行状況を確認し、その評価結果を開示しています。また、短期的に顧客の財務リスク悪化や信用リスク増大に影響を及ぼすと判断される情報を得た場合は、それを考慮したうえで、信用格付に適切に反映しています。なお、移行リスク及び物理的リスクを起因とした信用リスクの顕在化（与信費用増加）は現時点で発生していませんが、将来的に移行リスク及び物理的リスクが波及することによるリスク顕在化の可能性があることは十分に認識しています。そのうえで、気候変動リスク管理の枠組みを通じ、与信ポートフォリオ全体・セクター・顧客・案件、それぞれの軸でリスク管理施策に取り組んでおり、適切なリスク管理態勢を構築できていると考えています。

また、会社の定款は、商号、目的、機関、発行可能株式総数等、会社法に従って会社を運営する上での基本的な事項を定めるものです。

経営戦略の策定にかかる個別的な方針、気候変動問題等の特定の経営課題への対応等を定款に定めることは、方針の機動的な変更及びその速やかな実行の制約となる虞もあり適切ではありません。加えて、多岐にわたる経営課題を有する当社にとって、気候変動関連にのみ焦点を当てた内容を定款に組み入れることは、安定した金融決済機能の提供や少子高齢化等の社会課題対応等を含む、当社の経営戦略の全体的なバランスを損ね、その効果的な実行に制約を加え、ひいては会社の企業価値の毀損に繋がる虞もあります。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

【ご参考】カーボンニュートラル実現に向けた当社の取り組みにつきましては以下の当社 HP もご覧ください。

①「MUFG Climate Report 2025」

4 つの主要戦略（自社排出削減、エンゲージメントとファイナンス支援、投融資ポートフォリオへの対応、リスク管理とガバナンス）について、取り組みの進捗を記載しています。

https://www.mufg.jp/csr/report/progress/index.html?link_id=csr_report_progress

②「MUFG サステナビリティレポート 2024」

持続可能な環境・社会の実現と持続的成長に向けた MUFG のサステナビリティの取り組みについて、方針や体制・施策を中心に、直近の取り組みをまとめています。

https://www.mufg.jp/csr/report/sustainability/index.html?link_id=csr_report_sustainability

(3) 議案 3. 定款の一部変更の件（日本資本市場への責任ある貢献）

本議案に反対いたします。

当社では、経営活動を遂行するにあたっての指針として、「MUFG Way」を定めております。また、「MUFG Way」の下、グループ各社の従業員の判断・行動の基準として「行動規範」を定め、グローバルに事業を展開する中で、国内外のあらゆる法令等の遵守を表明しております。併せて、グループ各社が所属する業界団体への参画・活動を通じ、公正で透明性が高く、信頼のできる金融・資本市場の環境作りに努めております。

また、当社の中期経営計画では BS 収益性の向上と共に、7 つの成長戦略を策定しており、社会課題解決に取り組みながら経済的価値と社会的価値を追求し、パーパス「世界が進むチカラになる。」を掲げています。

この中期経営計画の下、お客さまの企業価値向上に資する各種施策を推進するとともに、「資産運用立国実現への貢献」といった貯蓄から投資の流れを支援するなど、幅広いお客さまの企業価値を高め、当社の企業価値向上を目指すと共に、パーパスの実現に取り組んでおります。

定款は会社を運営するうえでの基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

(4) 議案 4. 定款の一部変更（商号）

本議案に反対いたします。

当社は、2005 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会において当社と株式会社 UFJ ホールディングスとの合併契約書承認につき株主の皆様のご承認を得て、2005 年 10 月 1 日付で商号を「株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ」と変更いたしました。

商号変更より相応の期間が経過した本商号を提案の商号に変更することは、株主の共同の利益または企業価値の向上のいずれにも資するものではないと判断しております。

従って、本議案のような商号変更は不要と考えます。

(5) 議案 5. 定款の一部変更（役職員心得）

本議案に反対いたします。

当社では、経営活動を遂行するにあたっての指針として、「MUFG Way」を定めております。また、「MUFG Way」の下に、グループ各社の役職員の判断・行動の基準として「行動規範」を定め、国内外のあらゆる法令やルールを遵守することはもとより、高い倫理観にもとづいた正しい行動をとることを表明しております。

加えて、定款は会社を運営するうえでの基本的な方針を定めるものであり、個別具体的な業務執行に関する事項を規定することは適切ではないと考えております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

(6) 議案 6. 自己株式の取得（トリガー設定）

本議案に反対いたします。

第 1 号議案「剰余金処分の件」に記載の通り、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、機動的に実施する方針としております。また、当社定款第 44 条では会社法第 459 条第 1 項第 1 号に規定される自己株式の取得については取締役会の決議により定めることができると規定しており、その取得状況については同法の規定に基づき、適時適切に開示を行っております。なお、当社は規律ある資本運営の下、株主還元の一層の充実、充実した自己資本の維持、収益力強化に向けた資本活用を通じ、企業価値の最大化を図って参ります。

提案内容のようにあらかじめ自己株式の取得時期・株価・取引時間等を株主総会において決議してしまうことは当該機動性を損ない、株主共同の利益または企業価値の向上のいずれにも資するものではないと判断しております。

(7) 議案 7. 社外取締役選任

本議案に反対いたします。

当社では、取締役会はその実効性を確保するため、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とすることとしております。

また、取締役は株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するための資質や、経営陣の職務執行を適切に監督するための資質を備えていることなどの一定の選任基準を指名・ガバナンス委員会において定め、それを満たす人材を取締役候補者に指名しております。

当社は上記方針に従い、本株主総会第 2 号議案において提案している取締役候補者がもっとも適切

であり、バランスの取れた構成であると考えております。

従って、本議案による取締役３名の選任は必要ないと考えます。

以 上

株主提案の内容

議案 1 定款の一部変更の件（監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 6 章 委員会

第 37 条 監査委員会の財務リスク監査の情報開示

当会社は、不正行為や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、ならびに取締役および執行役の職務執行の妥当性をも監査する監査委員会の職責を踏まえ、当会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

1. 当会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当会社の戦略、方針およびプロセスの妥当性に関する監査委員会の評価（リスク管理が適切に実施されている場合および不十分な場合のそれぞれにおいて当会社が直面し得る財務リスクの検討手続および検討結果の妥当性に関する評価を含む。）、ならびにその評価の根拠
2. 当会社が特定した 重要課題に関連する当会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国内金融不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク(気候関連財務リスク等)に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023 年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資する

(会社注) 株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 2 定款の一部変更の件（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章 気候変動関連リスク管理

第 条 移行計画（顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示）

当会社が重大な気候関連財務リスクに直面していることを踏まえ、当会社は以下の情報を開示する。

1. 高排出セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定 1.5 度目標との整合性¹についての評価基準その他の評価方法
2. 当該顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置(新規資金提供²の制限を含む)
3. 当会社の顧客がパリ協定に沿った信頼性ある移行計画を持たないことに伴う当会社の財務リスクに係る評価

提案理由

当社は気候変動を「トップリスク」と認定し、2050 年ネットゼロを公約し³、高排出セクター顧客の移行評価フレームワークを定め、当該顧客の移行状況を「1.5℃整合の中間目標、ガバナンス、排出実績」等につき評価を行うとしている。

しかしこれら方針が、当社の高排出顧客向け投融資に与えている実質的影響は示されていない。また当該方針は、顧客がパリ協定 1.5 度目標と整合する信頼性ある移行計画を提示する期限や、移行を促すための投融資条件を設けておらず、むしろ当該移行計画を有しない顧客に多額の支援を続けている。これにより移行支援策の実効性が損なわれ、海外競合他社に遅れを取り、増大する移行リスクと気候変動による物理的リスクに株主を晒している。

本提案は当社が表明するリスク管理を適切に行い、ネットゼロ公約と整合させるために不可欠である。広く投資家の期待とも合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資する。

¹気候変動移行計画の信頼性を判断するための基準には、以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- 短期、中期、長期のスコープ 1、2、3 の排出削減目標
- これらの目標に沿った戦略（資本支出計画を含む）
- 排出オフセットやネガティブ・エミッション技術に過度に依存していないこと

²「新規資金提供」とは、顧客に対する新規の企業融資、プロジェクト・ファイナンス及びトレード・ファイナンスの提供（これらのリファイナンスを含む。）、及び顧客に対する資本市場取引のアレンジ又は引受をいう。

³MUFG サステナビリティレポート 2024

⁴MUFG 気候変動レポート 2024

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 3 定款の一部変更の件（日本資本市場への責任ある貢献）

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 10 章 その他

（日本資本市場への責任ある貢献）

第 48 条 当会社は、日本の金融機関を代表する企業として、公正かつ透明性の高い資本市場の確立およびその活性化に資する活動に積極的に取り組むものとする。

提案理由

東証は PBR 改善を目的に改革を進めていますが、名証・福証・札証では対応が遅れ、単独上場企業の多くが PBR1 倍を下回る状況が常態化しています。機関投資家不在や支配株主の存在により株主の働きかけが機能せず、相続税対策で株価を意図的に低位に保つと疑われる例や、東証改革を回避する目的の上場も見られます。こうした歪みの是正は地域経済や日本経済の発展、当社の投融資機会の拡大にも資します。当社グループの三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は名証の大株主であり、福証・札証の会員でもあります。こうした立場を踏まえ、当社が日本資本市場の健全化に責任を持って貢献すべきことを定款に明記することを提案します。

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 4 定款の一部変更（商号）

提案内容

第 1 条の一部文言を変更する。

変更前：株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

変更後：株式会社三菱 UFJ フィナンシャルグループ

提案理由

- ・「・」を取り除くことで別の意味に誤認する蓋然性が皆無。
- ・銀行持株会社は日本に 34（2025 年 4 月 3 日時点）あるが「フィナンシャル・グループ」表記は当社のみ。
- ・前期には当社子会社の元行員が貸金庫から顧客資産を盗み当局から報告徴求命令を受けた。また傘下証券でも金融庁および東証、日証協から処分が下された。親会社である当社だけが日本で唯一「・」を付けているのは弊がっているようで不体裁である。
- ・画竜点睛の点ではなく汚点に近い。点が無い方が簡素簡潔。
- ・経済誌などで“FG”表記があるとき『FG はフィナンシャルグループまたはフィナンシャル・グループ』との注釈を目にする。後半部分は当社のためだけにわざわざ付加しており冗長。社名で他社との差別化を図るのではなく中身で勝負したい。

なお、事務手続きなどを勘案し、商号変更は MUFG 本館竣工と同時期を目処とする。

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 5 定款の一部変更（役職員心得）

提案内容

現行の定款に以下の章および条文を新設する。

第 10 章 役職員心得

第 48 条 役職員は法令およびマナーを最大限に遵守する。

提案理由

Compliance is in the details. コンプライアンスは細部に宿る。

前期における当社傘下銀行証券の不祥事は目に余る。壊れ窓理論よろしくこれくらいならいいだろうといった身勝手な判断が積み重なり大きな不祥事となる。

例えば、全国の鉄道事業者等はエスカレーターを歩行しないように求めているが、片側に立ち止まりもう片方を通路として歩く人が後を絶たない。マナー違反だけでなく輸送効率も著しく悪い。マナーを守らずとも罪に問われることはないが、当社役職員はそのようなマナーも遵守することで不正の未然防止とする。

なお、当社グループも協賛している大阪・関西万博の夢洲駅には、エスカレーターの片側空けを抑止する機能を備えたエスカレーターが設置されている。LED 表示で 2 列利用を促す狙い。傘下銀行の取引先が提供している製品であることも付け加えておく。

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 6 自己株式の取得（トリガー設定）

提案内容

当社普通株式 2 億株（上限）、3 千億円（上限）を 2025 年 7 月 1 日～2026 年 3 月 31 日に東京証券取引所で市場買付する。ただし、日経平均株価の午前終値が前日比マイナス 2%超をトリガーとし、その当日後場のみ買付を実施する。買付額は上限内で任意。

提案理由

機動的な自己株式取得を経営陣はうたっているが実際はそうっていない。事実、2024 年 8 月の相場急落時はその好機だったが未取得。高値でのバイバックは効率が悪く株主として遺憾。そのため、日々同額程度を市場買付するのではなく、株価指数（投機回避のため当社株式を指標とはしない）下落時のみ買付する。ドルコスト平均法によるバイバックは悪手。日本取引所自主規制法人のガイドライン的にも問題ない。

- ・ 三菱 UFJFG 株価が 2000 円超でも買付（2025 年 2～3 月）
- ・ 倍額の時ではなく半額の時に購入すべき（株は安い時に買うもの）
- ・ 王道は安く買う、これに尽きる（投資の基本はバイバックでも同じ）

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。

議案 7 社外取締役選任

提案内容:

以下の 3 名を社外取締役に選任する。

【氏名生年月日、経歴、選任理由】

■堀江 貴文（ほりえ たかふみ、1972 年 10 月 29 日生）

□実業家。ライブドア代表取締役社長 CEO、エイシス代表取締役などを歴任。株式会社 CROSS FM 代表取締役会長（現任）

□堀江氏の目を見張る豊富な知見および経験、慧眼、先見の明は当社グループトータルの発展に寄与します。

■立花 孝志（たちばな たかし、1967 年 8 月 15 日生）

□元参議院銀。立花孝志ひとり放送局株式会社代表取締役（現任）

□立花氏の奇想天外ともいえる柔軟な発想は他者が真似できるものではなく地頭の良さがにじみでています。前期は当社傘下会社で不祥事が多発しましたが、そのような不正に目を光らせることのできる人物は当社およびグループ各社の信頼性向上に寄与します。

■三崎 優太（みさき ゆうた、1989 年 3 月 29 日生）

□みさきホールディングス代表取締役（現任）。AKA 青汁王子

□三崎氏は複数の会社を経営しており、また社会問題にも関心が高く若者に対する啓蒙活動にも取り組んでいます。30 代という若い人物を社外取締役とすることは閉塞感の打破につながり当社グループの一層の躍進に寄与します。

（会社注）株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載しております。